

# 南部町職員の給与等を公表します

町職員の給与は町の「職員給与条例」で決められていますが、町民の皆さんにご理解をいただくため、次のとおり職員給与の実態を公表します。

平成20年人事院勧告の内容は、官民給与の較差0.04%、賞与も民間の支給割合とおおむね均衡と示されました。このため南部町は国・県に従い月例給の水準改定は行わず、期末・勤勉手当の支給月数も据え置くこととしました。今後も給与構造改革のための改定を逐次実施することで、年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた俸給構造とします。

## ●人件費の状況（19年度普通会計決算）

単位：千円

住基本台帳人口 (H20.4.1現在)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)
9,827人	5,724,955	1,070,923	18.7%

注) 人件費には、特別職及び非常勤の特別職に支給される給与・報酬等を含む。

## ●職員給与費の状況（19年度普通会計決算）

単位：千円

職員数	給与費		
	給料	職員手当	計
138人	521,692	288,107	809,799

注) 給与費は、決算統計資料で報告された金額で、職員手当には退職手当を含まない。

## ●職員の初任給の状況

(平成20年4月1日現在)

区分	初任給基準
一般行政職	大学卒 172,200円
	高校卒 140,100円

## ●一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
	主事 主事補	主任	主査 副主査	主幹	課長 課長補佐 主幹	参事 参事長	
職員数	8人	21人	40人	23人	18人	14人	124人
構成比	6.5%	16.9%	32.3%	18.5%	14.5%	11.3%	100.0%

注) 上記の表は、H20年職員総合計156名から技能労務職18名・看護医療職14名を除く。

## ●部門別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

		職員数(人)			対前年増減数		
		H18	H19	H20	H18	H19	H20
一般	議会	3	3	2	0	0	△1
	総務	25	24	25	△4	△1	1
	税務	8	8	7	△1	0	△1
	労働						10
	農林水産	11	11	10	0	0	△1
	商工	6	7	7	0	1	0
	土木	9	9	9	△1	0	0
	小計	62	62	60	△6	0	△2
福祉	民生	28	27	25	△1	△1	△2
	衛生	18	17	17	0	△1	0
	小計	46	44	42	△1	△2	△2
一般行政計		108	106	102	△7	△2	△4
特別行政	教育	33	32	29	△2	△1	△3
	消防						
公営企業	病院	12	12	10	3	0	△2
	水道	5	4	4	0	△1	0
	その他	8	8	11	1	0	3
	小計	25	24	25	4	△1	1
総合計		166	162	156	△5	△4	△6

特別職を除く全職員数

## ●職員の平均給与月額・平均年齢の状況

(平成20年4月1日現在)

区分	一般行政職	
	平均給料月額	平均年齢
南部町	329,021円	44.6歳
区分	技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢
南部町	235,150円	53.3歳

## ●特別職の報酬

(平成20年4月1日現在)

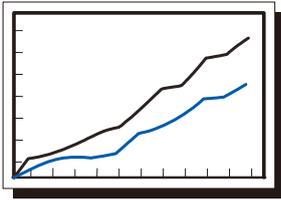
区分	給与月額
給料	町長 621,000円
	副町長 562,000円
	教育長 552,000円
報酬	議長 220,000円
	副議長 176,000円
	議員 158,000円

## ●職員手当の状況

期末・勤勉手当	(20年度支給割合)	期末	勤勉
	6月期	1.40月分	0.75月分
	12月期	1.60月分	0.75月分
通勤手当	交通用具（自家用車）使用者は2km以上の使用距離に応じて支給 2,000円～24,500円の範囲		
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外の扶養者6,500円（配偶者のない場合は、 1人のみ11,000円）16歳～22歳までの扶養者は5,000円加算		
住居手当	(1) 自宅 4,000円 (2) 借間・借家 家賃12,000円以下 無支給 家賃12,000円～23,000円（家賃等の金額-12,000円） 家賃23,000円～55,000円（家賃等の金額-23,000円）×1/2+11,000円 家賃55,000円以上 27,000円上限		

# 社会保険事務所から国民年金のお知らせです

## 国民年金のココがポイント！



年金額は物価の上昇を反映します  
 昭和 61 年度 600, 000 円  
 平成 20 年度 792, 100 円



生涯受け取れて  
 安心の終身年金



障害年金も遺族  
 年金もあります

保障は老後だけ  
 ではありません!!

## 毎月納めていますか！国民年金

国民年金は、日本に在住する 20 歳以上 60 歳未満の方が加入し、保険料を納付することが義務付けられています。また同時に、世帯主、配偶者の方にも連帯納付義務者としての納付義務が課せられています。

やがて訪れる老後や、生活の安定を損なうような不測の事態に備え、保険料は納付期限内(翌月末日)に納めましょう。

万一、納付資力があながら納付を怠りますと、年金制度の安定的運営、及び加入者間の公平性確保の観点から、国税徴収法に基づき加入者、連帯納付義務者の財産が差押えられる場合があります。

本県においては、20 年 8 月末現在 438 件の財産差押えを執行し、引き続き納付催告を強化していく方針です。

## ご存知ですか？

### お得な口座振替 & 納められない保険料

#### ●国民年金保険料を納めるときは…保険料が割引になる「口座振替」がオススメ！

当月末の振替（早割）なら毎月 50 円割引になり、大変お得です。

また、毎年 4 月に 1 年分まとめて納めると 3,620 円割引になります。

※保険料額は 20 年度の金額です。

#### ●「納めたいけど、収入が少なくて納められない」…こんなときは

**免除制度（全額・一部）**＝前年所得が一定以下の場合、保険料が全額または一部免除されます。

**若年者納付猶予制度**＝30 歳未満の方で前年所得が一定以下の場合、保険料が後払いできます。

**学生納付特例制度**＝在学期間中の保険料を後払いできます。

#### ◆詳しい内容、手続き方法等は…

竜王社会保険事務所 国民年金業務課 電話 055-278-1104